

一般会計等財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産……………定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていません（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っていません）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・大船駅東口市街地再開発事業特別会計
- ・公共用地先行取得事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.1%	—

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
0千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費	353,933千円
繰越明許費	976,128千円
事故繰越	96,800千円
合計	1,426,861千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア. 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ. 内訳

該当事項はありません。

② 減債基金に係る積立不足額

該当事項はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

該当事項はありません。

④（地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額0千円

⑤ 将来負担に関する情報

将来負担額	55,008,396千円
充当可能財源等	63,957,469千円
標準財政規模	39,748,087千円
算入公債費等の額	2,276,128千円

⑥（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額699,484千円

⑦ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しております。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支：1,154,598千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	77,769,654千円	73,844,467千円
財務書類の対象となる会計範囲の相違に伴う差額	220,646千円	218,196千円
繰越金に伴う差額	-3,255,024千円	-
相殺に伴う差額	-211,097千円	-211,097千円
資金収支計算書	74,524,179千円	73,851,566千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,544,724千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,049,075千円
未収債権、未払い債務等の増加(減少)	1,280,668千円
減価償却費	-3,867,597千円
賞与引当金繰入額	-887,478千円
退職手当引当金繰入額	-円
徴収不能引当金繰入額	-72,795千円
固定資産売却益(損)	435,559千円
純資産変動計算書の本年度差額	482,157千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

全体財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（地方公営企業会計）については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成

を行っています。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計	特別会計	全部連結	—
下水道事業特別会計	地方公営企業会計 (法適)	全部連結	—

連結方法は次のとおりです。

- ① 特別会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ. 内訳

該当事項はありません。

連結財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ. 価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。ただし、一部の無形固定資産は非減価償却資産であり、減価償却は行いません。

③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

④ 損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含みます。

(8) 消費税等の会計処理

一部の会計及び関連団体を除いて税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」に基づく、財務書類の作成を行っています。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

4. 偶発債務

該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象会計

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
神奈川県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.82%
鎌倉市土地開発公社	地方公社・第三セクター	全部連結	—
鎌倉市公園協会	地方公社・第三セクター	全部連結	—
鎌倉風致保存会	地方公社・第三セクター	全部連結	—
鎌倉市芸術文化振興財団	地方公社・第三セクター	全部連	—

		結	
鎌倉市社会福祉協議会	地方公社・第三 セクター	全 部 連 結	—
鎌倉市観光協会	地方公社・第三 セクター	全 部 連 結	—

連結方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方公社・第三セクターは、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産。

イ. 内訳

該当事項はありません。